

基準		現行の介護予防支援相当	多様なサービス	
サービス種別		ケアマネジメントA	ケアマネジメントB (緩和した基準によるサービス)	ケアマネジメントC (緩和した基準によるサービス)
①	サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	プロセス等を簡略化したケアマネジメント ・サービス担当者会議を省略 ・1年に1回のモニタリング	初回のみ実施 ・サービス担当者会議を省略 ・モニタリングを省略
②	対象となるケースとサービス提供の考え方	総合事業訪問・通所介護(現行相当のサービス)の利用につなげる場合	自立支援訪問・通所介護(サービスA)の利用につなげる場合	○地域支え合い訪問・通所介護(サービスB)の利用につなげる場合 ○一般介護予防事業の利用につなげる場合
③	事業の実施方法	○包括支援センターに委託 * 包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託可	○包括支援センターに委託 * 包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託は原則不可	○包括支援センターに委託 * 包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託は原則不可
④	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施	ケアプランを作成、モニタリングを1年に1回実施 * 事業者より適宜情報提供を受け、必要に応じて関与	初回のみケアマネジメントを実施(ケアプランを作成) * 事業者より適宜情報提供を受け、必要に応じて関与
⑤	市町村の負担方法	月単位で支払い	月単位で支払い	初回のみ月単位で支払い
⑥	基準	(初回加算) ①介護予防ケアマネジメント終了後、2か月を経過した場合は算定できる。 ②要介護者だった者が、介護予防ケアマネジメントを受ける事となった場合は算定できる。 ③転居等により、担当地区が変わり、新たに介護予防ケアマネジメントを受ける事になった場合は算定できる。 (小規模多機能型居宅介護事業所連携加算) ①利用者が、実際に小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合のみ算定できる。 ②事業所に向いて情報提供した場合のみ算定できる。	(初回加算) ①介護予防ケアマネジメント終了後、2か月を経過した場合は算定できる。 ②要介護者だった者が、介護予防ケアマネジメントを受ける事となった場合は算定できる。 ③転居等により、担当地区が変わり、新たに介護予防ケアマネジメントを受ける事になった場合は算定できる。 (小規模多機能型居宅介護事業所連携加算) ①利用者が、実際に小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合のみ算定できる。 ②事業所に向いて情報提供した場合のみ算定できる。	(初回加算) ①介護予防ケアマネジメント終了後、2か月を経過した場合は算定できる。 ②要介護者だった者が、介護予防ケアマネジメントを受ける事となった場合は算定できる。 ③転居等により、担当地区が変わり、新たに介護予防ケアマネジメントを受ける事になった場合は算定できる。
⑦	給付管理票の作成・記入	作成・記入	不要	不要
⑧	単価等【単価設定の目安】	○基本報酬 430単位【4,390円】 ○初回加算 300単位【3,063円】 ○小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位【3,063円】	○基本報酬 430単位【4,390円】 ○初回加算 300単位【3,063円】 ○小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位【3,063円】	○基本報酬 430単位【4,390円】 ○初回加算 300単位【3,063円】
⑨	利用者負担額(利用料)	なし	なし	なし
⑩	事業者への支払い方法	○要支援者の場合 国保連経由で審査・支払 ○事業対象者の場合 事業者(包括支援センター)への直接支払	事業者(包括支援センター)への直接支払	事業者(包括支援センター)への直接支払
⑪	限度額管理	なし	なし	なし
⑫	提供者	地域包括支援センター または居宅介護支援事業所	地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)	地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)
⑬	備考			